

No.	質問	回答
【概要】		
1	CN投資促進税制の適用を受けるためには何をすればいいか。	CN投資促進税制は、主務大臣の認定を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行う取組に必要な設備投資を対象とした税制措置となります。このため、まずは事業適応計画を作成し、認定を受けなければなりません。当該事業適応計画に係る取組の内容が属する事業分野を所管する省庁までご相談下さい。
2	炭素生産性とは何か。	炭素生産性は、よりCO ₂ を排出せずに収益を上げていくことを評価する指標です。 「付加価値額÷エネルギー起源CO ₂ 排出量」で計算します。 また、付加価値額は、「営業利益+人件費+減価償却費」で計算します。なお、「営業利益」は、「売上総利益」とすることも可能です。
【要件関係】		
3	炭素生産性の向上要件について、1%、7%、10%はそれぞれ何が違うのか。	事業適応計画の認定を受けるためには、原則として事業者全体で炭素生産性を7%以上（税額控除10%を利用する場合は炭素生産性を10%以上）向上させる目標を設定する必要があります。 計画に記載された炭素生産性向上に向けた取組のうち、設備投資を実施する事業所（工場や店舗）の炭素生産性を1%以上向上させる設備が税制の対象になります。
4	炭素生産性の向上要件について、事業者全体を用いる場合と事業所を用いる場合の違いは何か。	事業適応計画の炭素生産性向上目標は、原則として事業者全体のものとして設定します。ただし、年間のエネルギー使用量が3,000kl以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者である場合は、事業所を単位として目標を設定することができます。 また、計画に記載された設備投資が税制対象となるかは、その設備を導入する事業所単位で計算します。
5	炭素生産性7%以上向上はどのように示せば良いか。	目標年度の炭素生産性と基準年度の炭素生産性を比較します。 目標年度：エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始後3年以内に設定した年度 基準年度：原則、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始の直前の事業年度
6	二酸化炭素排出量の計算はどのようにすれば良いか。	二酸化炭素排出量の算出方法は、省エネ法の定期報告における算出方法を準用しています。詳細は「生産工程効率化等設備に関する命令（以下「設備命令」という。）」をご確認ください。なお、省エネ法の定期報告における算出方法と同様ですので、同報告の対象事業者は既に計算している値をそのまま用いることが可能です。 また、省エネ法の定期報告の対象外の方などは、以下のURLに掲載している「エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール」を活用いただくことも可能です。 エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール： https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyokua/jigyo-tekio.html
7	二酸化炭素排出量の計算の根拠資料はどのようなものがあれば良いか。	また、エネルギー起源CO ₂ 排出量については、排出量の算出の前提となるエネルギー使用量や電気の排出係数等についてご説明ください。 なお、計算ツールを用いて算出した場合は、当該計算ツールを提出してください。

8	<p>生産工程効率化等設備については、「設備（機械若しくは装置、器具若しくは備品、建物附属設備若しくは構築物又はこれらを組み合わせたもの。）」とされているが、「組み合わせたもの」とはどういうものが該当するのか。</p>	<p>機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物のいずれかに該当する設備のうち複数の設備をセットで用いることを前提にその機能を発揮するものやエネルギーの合理的な利用を実現するものが該当し得ます。なお、設備の使用形態によって個別に判断が必要なケースもありますので、申請の事前相談時にご相談ください。</p> <p>（例）</p> <p><組み合わせたもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある生産ラインを構成する複数の加工装置 ・太陽光発電設備と一緒に利用することが前提の蓄電池 ・同一のEMSで制御することを前提に刷新した空調・熱源設備一式 <p><組み合わせたものではない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある生産ラインを構成する加工装置と、事業所全体に電気を供給する自家発電設備
9	<p>事業所に導入した生産工程効率化等設備をすべてまとめて炭素生産性1%以上向上を示せば良いのか。</p>	<p>各生産工程効率化等設備で炭素生産性1%以上向上を示す必要があります。例えば、生産ラインを構成する加工装置と、事業所全体に電気を供給する自家発電設備はそれぞれで炭素生産性1%以上向上することを示す必要があります。</p>
10	<p>再エネへの切り替えによる二酸化炭素排出量の削減も炭素生産性の向上に含まれるのか。</p>	<p>事業者全体の炭素生産性の向上目標を設定する上では、再エネへの切り替えによる二酸化炭素排出量の削減といった取組を含めても良いです。</p>
11	<p>CN投資促進税制は、産業競争力強化法に課税の特例に関する規定がないがなぜか。また、課税の特例を受けることは可能か。</p>	<p>CN投資促進税制は、産業競争力強化法に「課税の特例」に関する条文はございませんが、租税特別措置法において税制措置について規定されており、事業適応計画の認定を受けることで税額控除又は特別償却の適用を受けることが可能です。</p>
12	<p>基準年度や目標年度の「他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数」はいつ時点のものをういれればよいか。</p>	<p>基準年度については、当該年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数として公表されているものを使用してください。例えば、令和2年度が基準年度の場合は、令和2年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数を使用してください。</p> <p>また、目標年度については、基準年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数として公表されているものを使用してください。例えば、メニューAからメニューBに切り替える計画の場合、便宜上、排出係数はどちらも基準年度の値として公表されているものを使用してください。</p> <p>電気事業者別外出係数一覧（外部リンク）： https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc</p>
13	<p>「3,000キロリットル（原油換算）」とあるが、これはどのように計算すればよいか。</p>	<p>原油換算の数値は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第2条第2項に規定する「原油換算エネルギー使用量」として計算される数値としてください。</p>
14	<p>「国内認証排出削減量」とは何か。</p>	<p>「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいい、具体的な制度としてJ-クレジット制度等があります。</p>
15	<p>「海外認証排出削減量」とは何か。</p>	<p>「海外認証排出削減量」とは、海外における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいい、具体的な制度として二国間オフセット・クレジット制度があります。</p>

【期間関係】		
16	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
17	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
18	CN投資促進税制を利用するためにはいつまでに申請すれば良いか。	適用期限は2024年3月末です。それまでに認定を受け設備の取得等をして事業の用に供する必要があるため、2023年中には計画の申請をすることが望ましいです。認定に係る期間は、計画の内容によっても異なりますので、申請がぎりぎりになる場合は個別にご相談ください。
【対象資産関係】		
19	自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。	取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。
20	設備の修繕は対象となるか。	設備の修繕は対象となりません。
21	リースは対象となるか。	ファイナンスリースのうち、所有権移転リース取引については税額控除・特別償却いずれも対象になりますが、所有権移転外リース取引については税額控除のみ対象（特別償却は対象外）となります。なお、税額控除限度額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。 また、オペレーティングリースについては税額控除・特別償却いずれも対象外です。
22	PPA（パワー・パーチェス・アグリーメント）契約により事業所の敷地内に導入する設備は対象となるか。	個々のPPA契約の形態によりますが、一般的にPPA契約により敷地内に設置された発電設備は、電気の利用者側の資産ではなく、PPA事業者の所有資産であり、設備の取得に該当しないことから税制の対象となりません。
23	どのような設備が生産工程効率化等設備に該当するか。	設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備が生産工程効率化等設備となります。
24	どのような設備が必要開拓商品生産設備に該当するか。	一定の要件を満たす以下のいずれかの商品の生産に専ら使用される設備が必要開拓商品生産設備となります。 ・化合物パワー半導体 ・EV又はPHEV向けリチウムイオン蓄電池 ・定置用リチウムイオン蓄電池 ・燃料電池 ・洋上風力発電設備の主要専門部品
25	需要開拓商品の素材等を製造する設備も需要開拓商品生産設備に該当するか。	素材等を製造する設備のみでは該当しません。最終製品としての需要開拓商品を製造していく設備一式である必要があります。
26	設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。	法人税関連の措置については、設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象となります。
27	認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、税制の対象となるのか。	計画に記載のない設備は税制の対象外です。投資内容を変更する場合は、計画の変更申請をしてください。

28	計画策定時に購入予定の設備を特定しておく必要があるか。	製品名や型番を計画に記載することは求めませんが、申請者側では炭素生産性の向上率の計算が必要ですので、購入予定の設備について、炭素生産性の計算が可能なレベルでの性能を把握しておく必要があります。
29	既存の設備につき、資本的支出を行った場合は税制措置の対象となるのか。	原則として、本税制措置の「取得等」には当たらないことから、対象となりません。ただし、その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資産について本税制措置の適用を受けることができます。
30	中古品、貸付設備は対象となるのか。	中古品、貸付設備は対象となりません。
【下限関係】		
31	投資額下限はあるか。どのように計算すればいいのか。	CN税制には投資額の下限はありません。
32	共同で事業適応計画の申請を行う場合の下限値はどのように考えればいいのか。	同上
33	投資対象設備当たりの下限はあるか。	同上
34	投資実績額が、下限値を下回った場合、罰則があるのか。	同上
【上限関係】		
35	500億円の考え方は何か。	上限500億円は、認定の要件ではなく、あくまで特別償却及び税額控除の額の計算の基礎となる投資額の最大値を表すものです。このため、600億円の投資計画であっても認定を受けることはできますが、特別償却限度額又は税額控除限度額は500億円を基礎として計算されます。
36	税額控除限度超過額の繰越しは可能か。	税額控除限度額を超える分の繰越しは、認められていません。
37	特別償却限度超過額の繰越しは可能か。	1年に限り、特別償却限度額のうち、前年度に損金の額の計算に入れなかった額を特別償却することができます。
38	税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すればよいか。	DX投資促進税制の適用を受ける場合、DX投資促進税制とCN投資促進税制の合計で法人税額の20%までが上限となります。 DX投資促進税制以外の他の税制措置で税額控除の適用を受ける場合、本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の調整前法人税額の20%となります。ただし、その他の税制措置も含めた税額控除可能額が調整前法人税額の90%を超える場合は、90%を超える部分については控除できません。（租税特別措置法第十条の六、第四十二条の十三、第六十八条の十五の八）
39	連結納税制度を採用している場合における法人税額の税額控除限度額はどのように考えればよいか。	各連結法人ごとに計算した金額の合計額を連結所得に対する法人税の額から控除してください。ただし、連結法人ごとに、その税額控除限度額が法人税額基準額を超える場合には、法人税額基準額が限度となります。
【対象者】		
40	本税制の対象となる事業者には制限はあるのか。	青色申告書を提出する個人・法人（連結法人を含む）であって、過去に認定を受けたことがない者であれば、業種・資本金規模を問わず対象になり得ます。
41	機能会社として、子会社が設備を所有する形を取っているが、この場合、この設備を利用して事業を実施する他の子会社等が本税制の適用を受ける余地はないのか。	あくまで取得した設備が対象となりますので、当該設備の所有権がない利用者の立場で本税制の適用を受けることはできません。No.26のように共同所有である場合は、設備に設定している共有持分に基づき、当該設備の所有者として、本税制の適用を受けることもあり得ます。
42	一事業者が複数の事業計画を申請し、本税制の適用を受けることは可能か。	中小企業など事業所単位での計画を作成する場合は、一事業者が複数の計画を申請して税制の適用を受けることも考えられます。ただし、この場合も、例えばA工場で複数計画を作成することは想定していません。当初作成し、認定を受けた計画に変更が生じた場合は、計画の変更申請をしてください。

【その他】		
43	補助金との併用は可能か。	可能です。ただし、法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。
44	他の税制との重複適用は可能か。	同一設備に対する複数税制の重複適用はできません。ただし、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。
45	税制措置は、特別償却と税額控除を併用することが可能か。	同一設備に対して、特別償却と税額控除を併用することはできませんが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることは可能です。例えば、X機械について特別償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けることができます。
46	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額となります。
47	取得価額に消費税は含まれるか。	消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額となります。
48	同時期に、DX投資促進税制とCN投資促進税制に関する事業適応を行う場合、どのように申請すればいいのか。それぞれ計画を作成する必要があるのか。	まとめてひとつの計画で提出することが可能です。ただし、DX投資促進税制の適用を受ける場合、DX投資促進税制とCN投資促進税制の合計で法人税額の20%までが上限となります。
49	事業適応の対象となる事業所と本社で管轄の経済産業局が異なるが、申請窓口はどうなるか。	原則、本社の属する地域を管轄する経済産業局に申請をしてください。